

工事名称 富士吉田職員宿舎構外駐車場舗装工事
 工事場所 富士吉田市上吉田四丁目213-3
 工 期 令和5年2月20日 ～ 令和5年3月31日

金 円
 (工事価格 金 円)

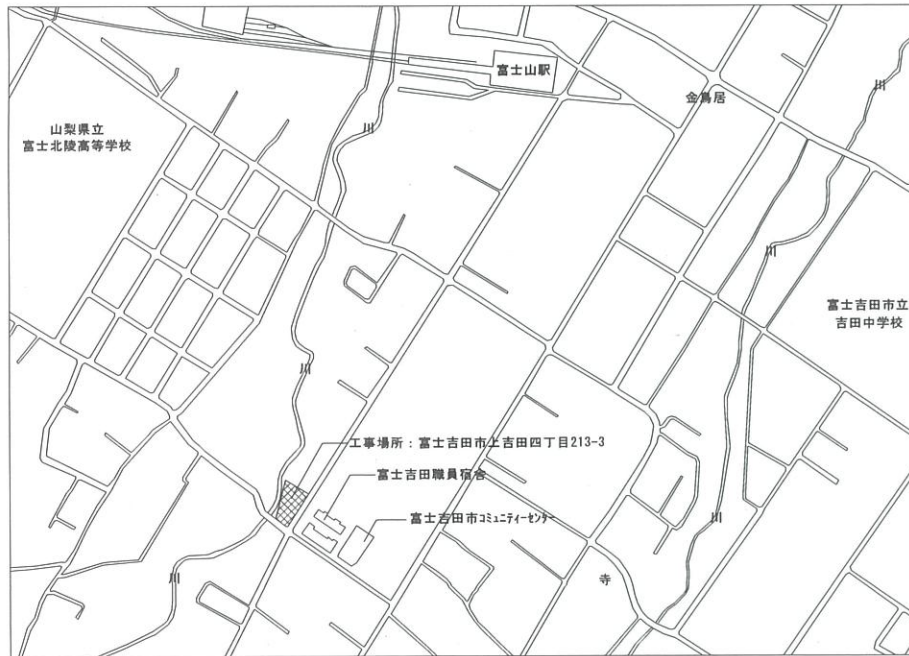
<工事概要>

- ・既存未舗装駐車場の新規アスファルト舗装工事
- ・その他付帯工事

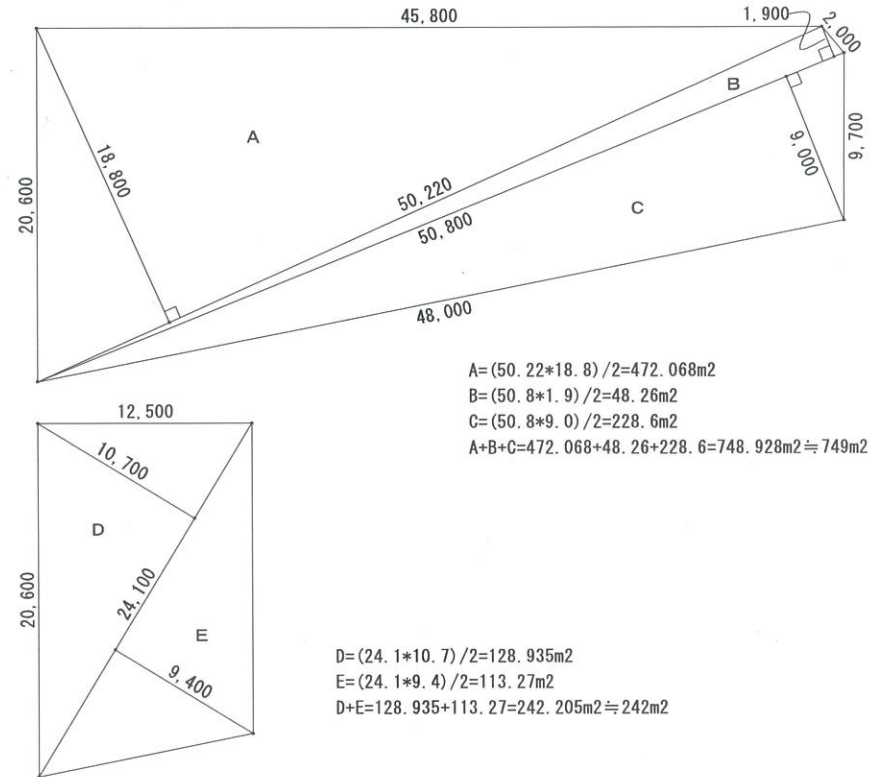
(内訳書) 富士吉田職員宿舎構外駐車場舗装工事

	施工箇所	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
本工事費							
	土工						
	掘削積み込み	A=507m ² ,t=300mm	m ³	152.10			
	残土処理	処分	m ³	152.10			
	残土処理	運搬	m ³	152.10			
	路床整正	整正・転圧	m ²	507.00			
		小計					
	路盤工						
	下層路盤工	再生クワックマン RC40 t=150mm	m ²	507.00			
	上層路盤工	粒度調整碎石 M30 t=100mm	m ²	507.00			
		小計					
	舗装工						
	表層工	再生密粒度As t=50mm	m ²	749.00			
		小計					
	排水工						
	土工	掘削・埋め戻し・残土処理一式	式	1.00			
	浸透層工	浸透角枅・グレーチング 蓋共	基	2.00			
		小計					
	区画線工						
	溶融式区画線工	w=150	m	141.00			
	ナバルリグ工		箇所	29.00			
		小計					
	運搬						
	重機・資機材運搬		式	1.00			
		小計					
	撤去						
	侵入防止ポールの基礎		式	1.00			
		小計					
直接工事費計							
共通費 (積み上げ)							
	安全費						
	交通誘導警備員		人	5.00			
		小計					
	共通費						
		共通仮設費	式	1.00			
		現場管理費	式	1.00			
		一般管理費	式	1.00			
		小計					
共通費計							
工事価格							
消費税相当額							
請負工事費							

案内図



敷地求積図 (S=1/300)



侵入防止*基礎(撤去)



□600程度

外灯(存置)



電柱(存置)

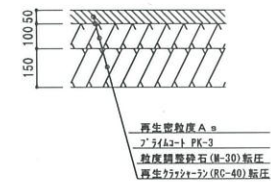


防火水槽*ホム(存置)

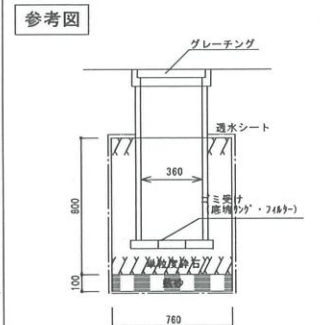


φ600程度

7x7x10舗装詳細図 (S=1/20)

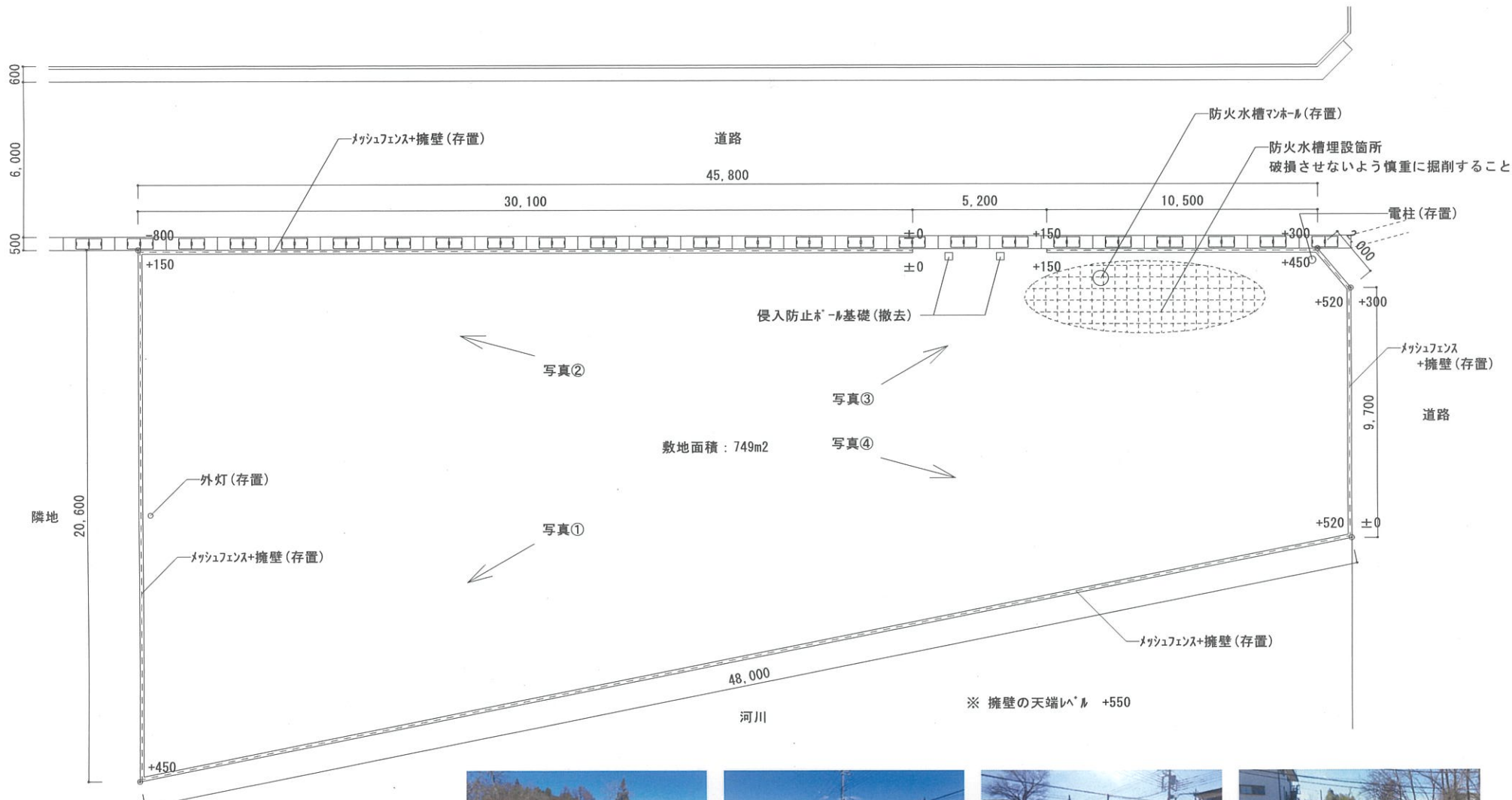


浸透樹詳細図 (S=1/30)



※ 浸透樹の寸法及び構成は、参考図と同等の排水能力が確保できるものとする。

工事名称	富士吉田職員宿舎構外駐車場舗装工事	縮尺	図示
図面名称	案内図・面積表・外構詳細図		A3
山梨県 総務部 資産活用課		No.	G-01



写真①



写真②



写真③



写真④

工事名称	富士吉田職員宿舍構外駐車場舗装工事	縮尺	1/150
図面名称	外構図 (改修前)		A3
山梨県 総務部 資産活用課		No.	G-02

富士吉田職員宿舍構外駐車場舗装工事 特記仕様書

○ 特記仕様（□に点があるものを適用する。）

- 1 工事実績情報（CORINS）の登録を行うこと。
- 2 技能士の活用を積極的に図ること。施工計画書に技能士の氏名・資格証明を添付すること。
なお、防水工事及び塗装工事については技能士の活用を必須とする。
- 3 工事完成後、工事写真を提出すること。（任意の様式で可）
- 4 工事進捗状況報告書を提出すること。（提出日は毎月末、インターネットメールでの提出）
毎月末までの進捗状況を営繕課指定の書式により、翌月5日までに提出すること。
- 5 現場着手の14日前までに工程表を提出すること。（任意の様式で可）
- 6 現場への搬入路は、破損のないよう留意し、もし破損した場合は速やかに復旧すること。
- 7 監督員から指示があった場合は工事完成後、完成図及び完成写真等を提出する。
 - ・完成図（内容は監督員の指示による。）（完成後の維持管理に必要な場合は提出。）
 - ・完成写真 カラー（キャビネ版）外観4面、内観主要室（優良工事の対象物件。）
- 8 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」により定められた次の資材に関しては、同法の判断基準を満たすものの採用に努め、建設機械については原則使用すること。
また、採用が困難な場合は理由書を添付して報告すること。（コスト、納期、使用部位への適応性）

再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板） 陶磁器質タイル 高炉セメント フライアッシュセメント 再生加熱アスファルト混合物 再生骨材等 小径丸太材（間伐材） 排出ガス対策型建設機械

※高炉セメント、フライアッシュセメントは鉄筋コンクリート造には使用しない。
※再生加熱アスファルト混合物は積極的に採用する。（プラントから40km以内の現場）
次の製品に関しては判断基準を満たすものから選定すること。

掲示板 黒板 ホワイトボード カーテン カーペット

また工事完了後、その実績を文書にて報告すること。
- 9 高炉セメントB種を以下の部位に使用すること。
 - ①ラップルコンクリート
 - ②捨てコンクリート
 - ③場所打ちコンクリート杭地業
 - ④外構工事等に伴う地中部分のコンクリート工作物
- 10 環境対策及び再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法を書面等により、明確にすること。（建設機械については、排ガス対策型の建設機械の使用を原則とする。）
- 11 工事評定（工事特性・創意工夫・社会性等実施状況）

このことについて、請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に所定の様式により提出することができる。

 - この工事は工事評定の対象工事とする。

- 12 次の工事施工計画書を提出すること。軽微な工種は必要としない。
 - 総合施工計画書（総合的な計画をまとめたもの。）
 - 工種別施工計画書（工種は監督職員の指示による。）
このなかで、安全対策・使用材料・施工体制（下請け施工者の責任者等）も明らかにすること。

- 13 適正な下請負契約を確認するため、下請契約を締結したときは次の書類を提出すること。

施工体制台帳

受注者は、下請契約を締結したときは、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

施工体系図

受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

施工体制台帳等変更時の処置

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

添付書類等については、県技術管理課ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/sekoutaiseidaichouchecklist.html>

「施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用」を参照

- 14 請負金額100万円以上の工事については、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。
工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用し入力することも可とし、この場合は電子データの提出は不要とする。入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。
※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。また、同ページに掲載されている、記入内容チェックツールを使用して入力内容をチェックすること。
建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用する場合は、システムで入力内容をチェックすること。

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- ☑ 15 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除
 - ①. 請負者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ②. この場合において、工程等を変更せざるをえなくなったときは、速やかに発注者と協議すること。
 - ③. 請負者が①の報告等を怠った場合は、「山梨県建設工事に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置を行うこととする。

- ☑ 16 地中埋設物について、図面及び現地により、詳細に調査すること
- ☐ 17 施設利用者等の安全に十分に配慮すること。
- ☐ 18 ワンデーレスポンスについて（請負工事費5000万円以上）
 - 1. この工事は、ワンデーレスポンス試行対象工事とする。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答を、原則「1日（24時間）以内」に回答することである。
 - 2. 受注者は、余裕を排した最適な工程を、作業ごとの関連、進捗状況が把握できる方法により作成し、監督員と協議する。
 - 3. 効果・課題等を把握するため、フォローアップ調査に協力すること。

- ☐ 19 主任技術者又は監理技術者の専任について
（請負工事費4000万円以上 建築一式は8000万円以上）
 - 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - 2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「完成検査結果通知書」等における日付）とする。

- ☑ 20 下請施工体系図の作成及び提出
「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更し、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能とし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。